

参加店募集中！！



食の安全・安心おもてなしの店

札幌市保健所では、市内で営業する市民や観光客に飲食物を提供したり、食品を販売するお店（施設）のうち、食の安全・安心に取り組む**食品衛生優良施設**を対象とし、さらに食の安全・安心に関する以下の**7つの取組**を実践している店（施設）を「**食の安全・安心おもてなしの店**」として、市民や観光客の皆さんに紹介しています。

食品衛生だけでなく、更に一歩進んだ取組の輪を広げ、お客様がニーズに合わせたお店選びが出来るような、「食を生かした魅力あるまち」を目指します。

1～4に該当する「**食品衛生優良施設**」であることが必須です。

- 1 「札幌市食品衛生関係保健所長表彰の受賞施設」
- 2 「さっぽろHACCPの認証を受けている施設」
- 3 「北海道HACCPの認証を受けている施設」
- 4 「コーデックスHACCPの7原則を求めている民間認証を受けている施設」



+ いずれかひとつ以上の取組を実践



栄養成分表示

料理や飲み物のエネルギーや塩分等の栄養成分表示を行い、市民の健康な食生活を応援している。



アレルギー表示

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)など使用するアレルギー物質をメニュー・店頭掲示等で積極的に情報提供している。



外国語メニュー表示

外国からの観光客にも安心して食事を楽しんでもらえるようにメニューに外国語表記をしている。
(外国語の種類は問わない)



禁煙

健康増進法に基づく受動喫煙対策に積極的に取り組み、札幌市の「禁煙施設普及推進事業」に登録している。



さっぽろHACCP認証

世界標準の衛生管理システムであるHACCPの考え方にに基づき、市内の飲食店などを認証する「**さっぽろHACCP**」の認証を受けている。



専門調理師

和食、洋食、中華、寿司等の各分野で高度な技術を持つ「**専門調理師**」が在籍し、自慢の味を堪能できる。



道産食材

北海道産の食材にこだわり、札幌市や北海道が実施する「**地産地消を推進**」する事業などに参加している。

★登録店舗には、もれなくオリジナルPRボードを差し上げます

「おもてなしマーク」で取組内容をPR

★イベント出店や、雑誌掲載のチャンスも！



お問い合わせ先

札幌市保健所 食の安全推進課
TEL011-622-5170
札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

◆登録店舗一覧や登録方法の詳細は「**食の安全・安心おもてなしの店**」ホームページをご覧ください

札幌市 食の安全・安心おもてなしの店

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/omotenashi/omotenashi-top.html>

「食の安全・安心おもてなしの店」に登録するには…

以下のいずれかの取組を実践していますか？ (取組詳細は裏面をご確認ください)

アレルギー表示 ■ 外国語メニューの表示 ★ 禁煙 栄養成分表示 ●

さっぽろHACCP認証 専門調理師在籍 道産食材使用

ひとつ以上取り組んでいる場合

「食の安全・安心おもてなしの店」として登録できます！

届出・お問い合わせ先：札幌市保健所 食の安全推進課

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

電話：011-622-5170 FAX：011-622-5177 MAIL：shoku-anzen@city.sapporo.jp

※所定の登録届出書と、取組項目に応じた以下の添付書類をご提出ください。

- ★の項目→メニューのコピー ■の項目→実施状況がわかる写真又は図面など
- の項目→メニューのコピーとカロリー計算表

しかも登録費用は
無料!

届出の受理後、取組状況について必要な確認・助言をさせていただいたうえで、登録いたします。

登録するとこんな特典が！

もれなく オリジナルPRボードを差し上げます

道産木材を使用し、あたたかみと立体感のある仕上がりです。



サイズ：26.5cm×20cm

取組内容を示す「おもてなしマーク」が つきます

※写真は、全ての取組を行っている場合の例です。

さらに

市民や観光客の皆さんに登録店舗をご紹介します



紹介方法の一例：おもてなしの店パンフレット

よくあるご質問

1. 登録は義務ですか？

義務ではありません。

食品衛生だけでなく、さらに一歩進んだ「おもてなし」の取組をしているお店を、札幌市からも市民や観光客の皆さんにご案内し、ニーズに合わせたお店選びが出来るようにする事業です。登録をお待ちしております。

2. カロリー計算表はどのようにやって作るのですか？

管理栄養士が計算のお手伝いをしております。詳細は札幌市保健所健康企画課（622-5151）あてにお問い合わせください。

3. 上の取組さえしていれば、どんな店舗でも登録できるのですか？

食品衛生優良施設であることが登録の前提となっています。

食品衛生優良施設とは、札幌市食品衛生関係保健所長表彰を受賞しているか、さっぽろHACCP認証、北海道HACCP認証、特定の民間HACCP認証を取得している施設です。

4. 現在、「禁煙」しか取組項目がありませんが、今後、栄養成分表示にも取り組んでみようと考えています。後からでも「おもてなしマーク」は追加できますか？

取組項目を追加した時点で、改めて届出書をご提出いただければ、追加分の「おもてなしマーク」を差し上げます。

5. 複数の飲食店が入っているホテルでは、すべての店舗分のPRボードがもらえるのですか？

登録は、個々の店舗単位で行っています。登録された店舗にのみ、ボードを贈呈しています。